第

4966

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

 $_{(2014年)$ 平成26年 4月 18日 金曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB:  $\underline{\text{http://www.zeirishi-miwa.co.jp}}$ 

## ○ 役員の分掌変更に際し支給する一時金

♀: 創業社長が高齢になってきたので、長男を社長にして会長に退くと言っていますが、この場合に支給する一時金が退職金と認めれれる場合があるとか。どのようになっているのですか?

A:次のようになっています。

## 【解説】

退職手当等とは、本来退職しなかったとしたならば、支給されなかったもので、退職に基因して一時に支払われる給与をいうとされていますが、例外的に、次に掲げるような事実があり、その分掌変更等によりその役員としての地位又は職務の内容が激変し、実質的に退職したと同様の事情にあると認められる場合には、これを退職給与として取り扱うことができるとされています

- ①常勤役員が非常勤役員(常時勤務していないものであっても代表権を有する者及び代表権は有しないが実質的にその法人の経営上主要な地位を占めていると認められる者を除く)になったこと。
- ②取締役が監査役(監査役でありながら実質的にその法人の経営上主要な地位を占めていると認められる者及びその法人の株主等で使用人兼務役員とされない役員の要件の全てを満たしている者を除く)になったこと。
- ③分掌変更等の後におけるその役員(その分掌変更等の後においてもその法人の経営上主要な地位を占めていると認められる者を除く)の給与が激減(おおむね50%以上の減少)したこと。







